

資 料 提 供

令和8年8月5日

担 当：住宅課

担当者：綿井

電 話：082-513-4171

熊本地震の被災者の方に対し、 避難用住居として**無償提供可能な県営住宅**を確保しました。

この度の令和8年熊本地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

県では、被災者の方に対して、冷蔵庫や洗濯機などの設備・備品を整えた県営住宅を避難用住居として提供します。この度の地震によって周囲にお困りの方がいらっしゃいましたら、即時提供可能ですのでお伝えください。

対 象 者

被災県（災害救助法が適用される市区町村のある熊本県）の方で、被災により当面居住が困難な方

提供住宅

提供県営住宅数：46戸

所在地	広島市	海田町	坂町	廿日市市	竹原市
戸 数	25	8	5	1	2
所在地	三原市	尾道市	三次市	庄原市	合計
戸 数	1	2	1	1	46

提供する期間：6ヶ月間（※復旧状況を踏まえて延長も可能とします）

使用料等：家賃・駐車場は無償とし、光熱水費及び共益費等は負担いただきます
無償提供に伴う敷金は不要です

設備・備品：浴槽、ボイラー、照明器具及びガスコンロの設置済み住戸を提供
その他の家電製品等の生活必需品についても提供

問 合 せ

問い合わせ先：広島県土木建築局住宅課

（電 話）082-513-4171

（メール）dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

受付時間：令和8年8月6日（木）から当面の間

午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）